

韮崎市地域防災計画の修正(案) 要旨

山梨県地域防災計画を受けた修正、災害対策本部の
分掌事務の見直しによる修正を行います。

令和8年3月
韮崎市

韮崎市地域防災計画の修正概要

(1) 山梨県地域防災計画の修正

① 災害対応の強化

- ・広域応援体制や受援体制の強化

② 被災者支援の充実

- ・生活必需物資対策の充実
- ・民生安定事業計画の充実

③ デジタル技術の活用

- ・山梨県総合防災システム等の活用
- ・新物資システム(B-PLo)の活用

④ 避難所の開設・運営

- ・生活環境確保に係る取り組みの充実化
- ・要配慮者対策の充実

⑤ 林野火災への対応

- ・広報、啓発を通じた林野火災の予防強化

⑥ その他

- ・災害廃棄物処理計画の実行性の向上
- ・災害用井戸による代替水源の確保
- ・山梨県災害救助法施行細則の改正に伴う修正
- ・指定地方行政機関への追加
- ・気象情報の見直し

(2) 機構改革による組織体制の見直し・強化

⑦ 災害対策本部体制の見直し・強化

- ・移住定住促進課の創設に伴う修正
- ・部名の修正と業務内容に基づく再編
- ・行政組織(課)に対応した防災班の整理
- ・危機管理担当を庶務班に位置付け

①災害対応の強化

区分	修正概要	該当箇所
自主防災組織活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・市は、自主防災組織や防災上の多様な主体の育成強化を図り、地域コミュニティの防災体制の充実を図ることを明記(新旧対照表P4)	行政編第1部 第1章 災害予防計画
広域応援体制	<ul style="list-style-type: none">・応援要請が迅速に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統の明確化等の体制整備に努めることを明記(新旧対照表P11)・災害時受援計画に従い、受入体制を整えることを明記(新旧対照表P11)・事業所・企業との相互応援体制の整備のため、協定締結や訓練を行うなど平時から顔の見える関係作りに努めることを明記(新旧対照表P11)	行政編第1部 第2章 発災後の応急対策計画

②被災者支援の充実

区分	修正概要	該当箇所
生活必需物資等救護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、備蓄する物資・資機材の供給や調達、輸送に関し新物資システムを活用して、情報共有を図り、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮することを明記(新旧対照表P33) ・避難生活に必要な物資の備蓄と住民への公表、想定避難者数と備蓄量の推計による必要備蓄数の確保について明記(新旧対照表P34) 	行政編第1部 第2章 発災後の応急対策計画
り災証明	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の交付について明記(新旧対照表P40) 	
被災者台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳の作成について明記(新旧対照表P40) 	
民生安定事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の改正、山梨県・市町村被害者生活再建制度の追加(新旧対照表P37) ・中小企業金融対策の修正、農災害関係金融対策、災害救護資金等貸与計画の追加(新旧対照表P38-39) 	

③ デジタル技術の活用

区分	修正概要	該当箇所
多様な伝達手段の確保	防災行政無線を活用するほか、多種多様な伝達手段を用いて、住民へ確実に情報が伝達される体制を構築することを追記。(新旧対照表P4)	行政編第1部 第1章 災害予防計画
デジタル技術を用いた情報収集と報告	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報は、山梨県総合防災システム、新総合防災情報システム、にらさき防災行政ナビ(ライフビジョン)等のデジタル技術を活用し、一元的に管理を行い、庁内のみならず、関係機関においても最新の情報を円滑に共有することを追記。(新旧対照表P4,P18) ・備蓄物資や資機材の供給、調達、輸送に関しては新物資システム(B-PLo)を活用することを追記(新旧対照表P33) ・事業所、企業と締結した協定については、国の「災害時応援協定システム」を活用し、庁内での共有を図ることを明記(新旧対照表P11) 	第2章 発災後の応急対策計画 第7節 第8節 第18節

④避難所の開設・運営(1)

区分	修正概要	該当箇所
初動と避難所施設	・指定福祉避難所、協定による民間福祉施設の開設は、調整が必要であるが、個別避難計画により直接避難を認める場合もあるため()付とした。	総則編第4章 第5節
避難所の種類	・指定緊急避難場所と指定避難所が同一施設となっていることが多いことから、緊急的に避難する場所と生活を送るために避難する場所の違いについて周知することを明記(新旧対照表P27)	行政編第1部第2章 第14節
避難所の選定基準	・福祉避難所の指定と周知、医療的ケアが必要な避難者等の医療器具や電源確保の配慮、受入対象者の特定の公示、個別避難計画の策定による直接避難(新旧対照表P27-28)	
避難所の開設	・開設の時期、量的確保、周知、安全性の確保、開設状況の報告、混雑状況の周知等の基本方針を追記(新旧対照表28)	
避難所の管理運営	・避難所の良好な生活環境の確保、長期化への対応、男女共同参画の促進、在宅避難者に対する支援、避難所の解消、車中泊の支援等を明記(新旧対照表P30)	

④避難所の開設・運営(2)

区分	修正概要	該当箇所
要配慮者の安全確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援体制の整備と地域における避難計画としての地区防災計画での活用、作成にあたり個別避難計画の災害の危険リスクの地域の実情に応じた優先付けの実施や避難支援関係者への情報提供と個人情報保護の措置について明記(新旧対照表P7) 	行政編第1部第1章第13節
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要配慮者と施設入所者それぞれに応じた対策の実施 ・在宅の要配慮者対策として、避難行動要支援者の安全対策、スタッフを確保した上での福祉避難所開設、必要に応じた福祉支援チームの派遣要請について明記(新旧対照表P31) ・社会福祉施設等における入所者の安全確保について明記(新旧対照表P32) ・外国人の支援対策について明記(新旧対照表P31) 	行政編第1部第2章第7節

⑤ 林野火災への対応

区分	修正概要	該当箇所
消防予防計画	・林野火災に対する警戒の強化として、関係機関が連携して火入れ許可の申請やたき火の把握に努め、気象状況に応じた警戒情報を発表することを明記(新旧対照表P3)	行政編第1部第1章第4節
災害関係情報等の受伝達	・峡北消防本部消防長が発令する警報として、林野火災注意報及び林野火災警報を明記(新旧対照表P16)	第5節

⑥ その他：災害廃棄物処理計画の実行性の向上

区分	修正概要	該当箇所
廃棄物処理対策	・災害廃棄物処理計画に基づき市、県それぞれの役割に応じた対応を行うこと、被害状況や処理の見込は随時県に報告すること、峡北南部衛生センターの閉鎖により、し尿は、中巨摩地区広域事務組合衛生センターで処理されることを明記。	行政編第1部第2章第21節

⑥その他：災害用井戸による代替水源の確保

区分	修正概要	該当箇所
飲料水等確保対策	・断水状況の把握後に応急給水計画を策定すること、地域住民や企業が有する井戸を活用するための登録制度の推進を明記(新旧対照表P35)	行政編第1部第2章第19節

⑥その他：災害救助法の改正

区分	修正概要	該当箇所
災害救助法による救助	・金額の改正のほか、適用基準に「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたこと」が追加されたことによる。 ・福祉サービスの提供を追加 原則、派遣福祉チームによって提供された福祉サービスが対象となる。	行政編第1部第2章第13節

⑥その他：指定地方行政機関への追加

区分	修正概要	該当箇所
	指定地方行政機関一覧へ「関東管区行政評価局」(山梨行政相談監視センター)を追加	資料編

⑥その他:気象情報の見直し

区分	修正概要	該当箇所
	甲府地方気象台様資料による	

⑦災害対策本部の見直し・強化

蕪崎市災害対策本部編成表



修正概要

- ・本部長、副本部長、以下8部、24班体制
- ・平時と有事の行政組織を統一
- ・避難所運営ガイドライン等を踏まえた体制の強化
- ・各班における被害状況調査の整理
(新旧対照表P17)
- ・市職員に対する市の役割として教育内容の充実
(新旧対照表P5)
- ・職員初動マニュアルの活用充実、情報連絡体制の
明確化について充実(新旧対照表P10)
- ・業務継続体制の確保、業務継続計画の位置付けを
追記(新旧対照表P10)